

令和2年12月18日

議会運営委員会

委員長 土井 達也 様

議会改革検討協議会

座長 杉江 友介

協議結果について（報告⑧）

当協議会では、議会機能のより一層の充実強化に向けて協議・検討を行っておりますが、このたび、「知事附属機関等への応嘱」及び「議会改革検討協議会の常設化」について、以下のとおり取りまとめましたので、ご報告いたします。

記

1 知事附属機関等への応嘱について（別添1）

「大阪府子ども施策審議会」及び「大阪府がん対策推進委員会」については、議員が委員に就任することで、一定、施策の推進が図られたものとして、執行部局に委員委嘱の見直しを求めることとし、議員が就任しているその他の知事附属機関等については、当面、現行どおりの対応とすることです承となりました。

2 議会改革検討協議会の常設化について（別添2）

現在、議決により臨時的に設置されている「議会改革検討協議会」については、常設化することです承となりました。

つきましては、会議規則の改正などの規定整備を行い、来期以降も引き続き協議できる体制を整えられたい。

「議会改革検討協議会の常設化」について

現在、府議会の議会改革検討協議会は、会議規則第124条第2項の規定により、議決による臨時的に設置された「協議等の場」であるところ、恒常的なものとした場合の比較については以下のとおり。

	現 行	常設化案
位 置 付 け	会議規則第124条第2項の規定により、議決によって臨時的に設置された「協議等の場」	会議規則第124条第1項の規定により設置する「協議等の場」として、別表に記載する
効 果	設置期間（R5.4.29）満了とともに消滅、来期も設置するには議決が必要	恒常的に設置される場であり、議決等の設置の手続を必要としない
公開の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非公開 ・ HP に議運への報告書のみ掲載 	別表による他の「協議等の場」と同様の取扱い <ul style="list-style-type: none"> ・ 傍聴なし。記録を作成 ・ HP に協議概要を掲載
必要な手続き	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議規則の一部改正（議決） ・ 運営要領の要綱化 ・ 委員会等の構成に関する申合せ事項の一部改正
府議会での事例	議会運営改革検討協議会（16期） 議会改革検討協議会（17期）	広報委員会 政務調査委員会 等
他府県での事例	東京都	<u>北海道</u> 、 <u>宮城県</u> 、 <u>千葉県</u> 、 <u>神奈川県</u> 、 <u>静岡県</u> 、 <u>福井県</u> 、 <u>滋賀県</u> 、 <u>奈良県</u> 、 <u>和歌山県</u> 、 <u>広島県</u> 、 <u>鳥取県</u>

※ 他府県の事例は、13都道府県議会、近畿2府8県議会を調査

下線の都道府県については、会議規則（別表）に基づくほか、議会基本条例にも設置する旨の宣言規定を置いている。